

# 岐阜県公報

第 二 千 百 四 十 七 号  
平成 二 十 二 年 五 月 十 四 日

(金曜日)

## 目 次

### 告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知  
○保安林の指定

(治 山 課) 三五九<sup>ページ</sup>  
(中濃農林事務所) 三六〇

### 選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄付を受け、又は支出をすることができない団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 三六〇

### 公 示

- 落札者等に関する公示
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
- 市営土地改良事業の換地処分
- 基本測量の実施
- 公共測量の実施
- 公共測量の終了
- 羽島都市計画の図書の縦覧

(市 町 村 課) 三六二  
(環境生活政策課) 三六三  
(商 業 流 通 課) 三六三  
(農 地 計 画 課) 三六四  
(用 地 課) 三六四  
(同) 三六四  
(同) 三六四  
(都 市 政 策 課) 三六五

## 告 示

### 岐阜県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
高山市高根町野麦字上小谷五七四の六、滝町一一五五の三（次の図に示す部分に限る）、一一九一の二
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古田肇

- 一 保安林の所在場所  
関市上之保字大洞八一六〇、八一七〇の一、八一七〇の二
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
    - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、平成二十二年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党笠原町支部	長江隆平	加納幹也	多治見市笠原町2827—1			一以上市町村区域等
自由民主党高鷲町支部	山川直保	養島誠一	郡上市高鷲町船立4878			一以上市町村区域等
自由民主党本巣支部	後藤寿太郎	浅野英彦	本巣市金原214			一以上市町村区域等
市川美彦後援会	坂元隆	船坂光三	恵那市大井町1626—1			
伊藤仁夫後援会	伊藤仁夫	伊藤淳子	海津市海津町福江302			

宇野貴久治後援会	宇野貴久治	三井芳子	瑞穂市十九条824—1				
岡田ひとし後援会	後藤清	岡田美知子	瑞穂市田之上115—2				
押上忠夫と市政を考える会	押上忠夫	押上むつ子	高山市石浦町7—158				
尾関洋治後援会	尾関洋治	尾関押子	羽島郡笠松町桜町75				
片桐博彰後援会	片桐祥介	片桐由美子	羽島郡岐南町八剣5—35				
上保木威至後援会	上保木威至	尾関隆義	各務原市那加琴が丘2—55				
川合としみを育てる会	渡辺治	伊佐次孝之	可児市下恵土1100—4				
国井ひろし後援会	国井博	国井弘子	本巣市根尾高尾747—2				
国生会	林崇司	今井祐輔	多治見市笠原町1253—12				
猿渡直樹後援会	栗山康雄	猿渡千代子	関市吉田町7				
幸せづくり研究会	若杉正躬	加藤恵佳	中津川市手賀野47—3				
市民が主人公の新しい市政をつくる会	佐野隆史	林進	羽島市竹鼻町3010				
せき公正行政フォーラム	川合治義	川合恵子	関市神野1244				
大政連合会	丸山光章	丸山澄子	瑞浪市日吉町9067—46				
高橋愛子を育てる会	大橋三子雄	小林宏	安八郡輪之内町里998—1				
竹中敏明後援会	竹中吉男	竹中勝	揖斐郡揖斐川町西津波1160				

戸部一秋後援会	戸部一秋	戸部哲哉	本巣郡北方町平成7—53				
「中津川市に太陽の光を！」無党派市民の会	佐伯昭二	原富己夫	中津川市落合2649—5				
成瀬しょうへい後援会	野崎弘二	成瀬まゆ子	恵那市明智町吉良見376—3				
西谷れいご後援会	馬淵武臣	森田英代	岐阜市花月町2—34—1				
西松重吉後援会	西松芳弘	西松憲之	安八郡安八町南條286				
根尾を語る会後援会	井上義徳	浅野貞夫	岐阜市千手堂南町1—16				
花たちばな会	西谷玲子	植田和美	岐阜市花月町2—34—1				
深掘広志を育てる会	平井喜寿花	山岸亮	瑞穂市馬場上光町3—5—1 第2吉田ビル105号				
水野正太郎後援会	浅井裕輔	川地英治	多治見市坂上町10—77				
みどりの風	山根一男	高田孝	可児市岩葉台3—162				
山根一男と可児をより良く変えてゆく市民のネットワーク	山根一男	宮野秀男	可児市岩葉台3—162				
渡辺隆後援会	水野唯未	渡辺曙美	土岐市土岐津町土岐口2219—5				

公 示

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 中 田 肇

○落札者等に関する公示  
 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

- 1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの回線使用、監視及び保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成22年4月1日

5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都千代田区一番町25番地

財団法人地方自治情報センター

理事長 小室 裕一

6 契約金額 53,950,390円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部市町村課

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年四月十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アセスメントネット

三 代表者の氏名 稲垣 朋廣

四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市宝町五―九七レオパレス宝四〇七号

五 定款に記載された目的 この法人は、多治見市及び周辺地域のあらゆる市民を対象に、社会環境の変化の中で、早急に解決しなければならぬ保健・福祉・医療や環境保全などの諸問題に対する支援のあり方や最適と考えられる時事を調査し自らも行動することにより、生活の質の向上や医療と福祉の増進、地域環境の保全などを、他団体との協力を広げながら進め、社会における公益の増進に寄与することを目的とする。

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年五月十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地  
アピタ岐阜店

岐阜市加納神明町六丁目一番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年五月十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地  
(仮称)ケーズデンキ本巣パワフル館  
本巣市小柿一―一三番地一 外

二 意見の概要  
意見なし(届出事項 新設)

○市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、関市営土地改良事業高見・阿部地区阿部工区の換地処分を平成二十二年四月二十六日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

○基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十二年五月十日から

同 二十三年二月二十五日まで

四 作業地域

下呂市

○基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

三 作業期間

平成二十二年五月十日から

同 二十三年三月三十一日まで

四 作業地域

県内全域

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（可児市公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十二年四月二十七日から

同 二十三年三月三十一日まで

四 作業地域

可児市全域

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（可児市公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十一年四月二十日から

同 二十二年四月八日まで

四 作業地域

可児市全域

○羽島都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

羽島都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

○羽島都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

羽島都市計画準防火地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

○羽島都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

羽島都市計画道路

三・五・十七号 堀津平方線

三・五・十九号 江吉良狐穴線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び

羽島市建設部都市計画課

